

## 第27節 二次災害防止計画

第1項	降雨等に伴う二次災害の防止	<input type="checkbox"/> 都市整備班	<input type="checkbox"/> 産業振興班
第2項	危険物取扱施設等の応急措置	<input type="checkbox"/> 消防班 <input type="checkbox"/> 福祉班 <input type="checkbox"/> 第七管区海上保安本部	<input type="checkbox"/> 総括班 <input type="checkbox"/> 警察

### 【基本方針】

阪神淡路大震災では、直下型地震により多数の建物倒壊や火災で甚大な被害が発生しただけでなく、地震後の降雨に伴った土砂災害等の二次災害が多発した。また、昨今の地球温暖化等に起因するとみられる降雨等の「極端現象（記録的な豪雨発生や巨大台風の発生、長期の干ばつ等、極端な気象現象）」の頻度増加は、九州北部豪雨災害の被災事例にも認められるとおり災害の態様を大規模または広域化させている。

こうした集中豪雨等に伴う土石流やがけ崩れ、さらに大規模斜面崩壊等により生き埋め等になった住民の救助や緊急輸送路の啓開活動等は、災害対策の初動活動では緊急の課題となるが、そういった現場ではがけ崩れの再発など再度災害が起きやすい状況になっていることが多い。したがって、安全な救助活動や応急復旧活動等を行うには、安全性の観点からその活動の可否を判断できるような警戒監視体制を平常時から構築しておくことが重要となる。

また、危険物・毒劇物等の施設が損傷し、火災、爆発、流出等の災害が発生した場合には、地域住民や従業員に対して重大な被害を与えるおそれがある。

そこで本節では、降雨や危険物・毒劇物等の漏洩等に伴う二次災害に対する活動を定める。

### 第1項 降雨等に伴う二次災害の防止

県及び市（“都市整備班”及び“産業振興班”）は、降雨等による二次的な浸水害・土砂災害・宅地災害等の危険箇所の点検を、地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・市職員のOB等）、福岡県防災エキスパート協会、福岡県砂防ボランティア協会、斜面判定士等へ協力要請するほか、国のアドバイザー制度\*を活用して行うものとする。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

（\*アドバイザー制度・・・（社）全国防災協会が学識経験者、土木研究所、国土地理院からなるアドバイザーを委嘱し、二次災害の防止に関して助言を行う制度）

## 第2項 危険物取扱施設等の応急措置

### 1. 危険物・毒物劇物取扱施設等の応急措置

大規模な災害により、危険物、火薬、高圧ガス、放射性物質、毒物劇物等の施設が損傷し、火災、爆発並びに流出等の災害が発生した場合には、従業員や周辺の地域住民等に対して重大な被害を与えるおそれがある。

市は、これらの被害を最小限に止めるため、県や関係機関と協力しつつ災害の拡大防止及び従業員や周辺の地域住民等の安全確保に必要な対策を講ずるものとする。

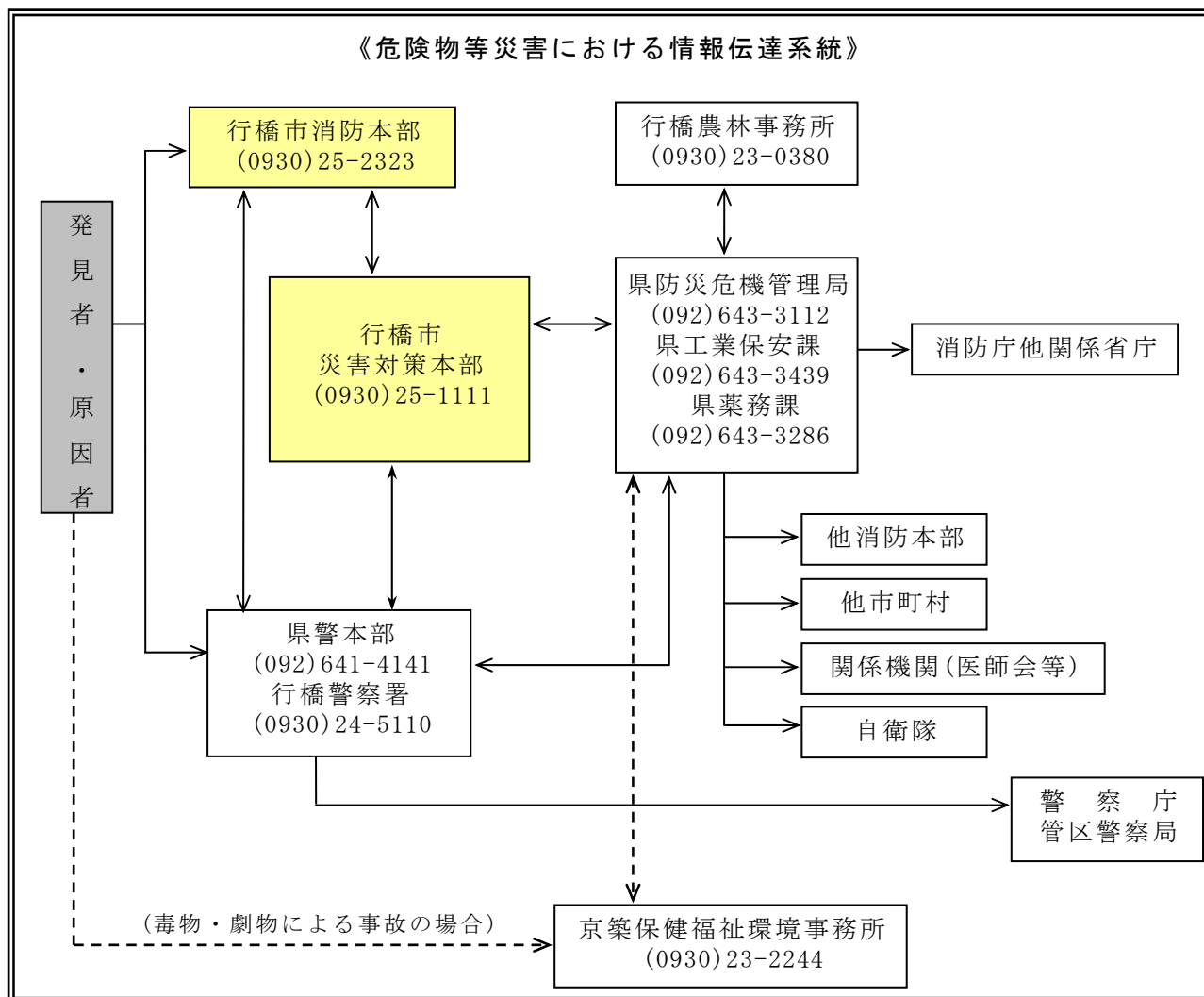
### 2. 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

#### (1) 災害情報の収集・連絡

市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。また、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を連絡する。

#### (2) 事故発生直後の通信確保

市は、災害発生直後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。



### 3. 活動体制の確立

#### (1) 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。その場合、地域防災計画やその他のマニュアル等にあらかじめ定められた災害対策本部の設置基準、配備体制、職員の参集基準等の基本的事項に従い、的確な活動体制を構築するものとする。

#### (2) 広域的な活動体制

市は、被害の規模に応じて、応急対策を実施するために必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対して応援を要請する。

なお、応援要請の種類・手続等は、本編第1章第4節「応援要請計画」による。

#### (3) 自衛隊の災害派遣

市長(災害対策本部長)は、事故災害による被害が甚大であり、県、市及び各防災関係機関のみでは対処することが困難と予想される場合には、自衛隊法 83 条の規定に基づく災害派遣を県知事を通じて要請するものとする。

なお、応援要請の手続等は、本編第1章第3節「自衛隊災害派遣要請計画」による。

### 4. 個別災害に係る応急対策

#### (1) 危険物災害応急対策

1) 市は、施設の管理責任者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

ア. 災害の拡大を防止するための施設、設備の整備及び緊急措置要領の確立

イ. 危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の確立

ウ. 災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施及び防災関係機関との連携活動の確立

2) 市は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

3) 警察は、人命保護を最重点として、本編第2章第7節「公安警備計画」その他の関係計画に基づく所要の活動を行う。

#### (2) 高圧ガス災害応急対策

市は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難勧告や避難指示等必要な応急対策を実施する。

また警察は、人命保護を最重点として、本編第2章第7節「公安警備計画」その他の関係計画に基づく所要の活動を行う。

#### (3) 火薬類災害応急対策

市は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難勧告や避難指示等必要な応急対策を実施する。

また警察は、人命保護を最重点として、本編第2章第7節「公安警備計画」その他の関係計画に基づく所要の活動を行う。

(4) 毒物劇物災害応急対策

- 1) 市は、毒物劇物施設の管理責任者と密接な連携を図り、火災に際しては施設の延焼防止のための消防活動を実施するほか、毒物劇物拡散による汚染区域の拡大を防止する措置を実施する。また、警戒区域の設定、広報及び避難勧告や避難指示等必要な応急対策を実施する。
- 2) 警察は、人命保護を最重点として、本編第2章第7節「公安警備計画」その他の関係計画に基づく所要の活動を行う。

《危険物災害における管理者の応急措置の基本》

- a. 関係機関（市、警察、消防機関）への通報、災害現場の治安維持
- b. 初期消火等の応急措置
- c. 施設内及び近辺の人員の誘導、避難の指示等
- d. 警戒区域の設定
- e. 現場検証
- f. その他広報活動

**5. 災害の拡大防止活動**

県及び市は、危険物災害時に危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。

**6. 救助・救急・医療及び消火活動**

(1) 救助・救急活動

- 1) 市は救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて国の機関、他の地方公共団体に応援を要請するものとする。
- 2) 資機材等の調達等

救急・救助活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、市は必要に応じ民間からの協力等により救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

(2) 医療活動

県、市等は、負傷者等に対する医療活動を行うため、医師会、医療機関、日本赤十字社(福岡県支部)などの協力を得つつ被災者を近隣医療機関への搬送、または必要に応じて救護班を編成し現地災害対策本部へ派遣するなどの対応により、適切な医療救護活動を実施するものとする。

(3) 消火活動

- 1) 消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- 2) 発災現場が市域外であった場合、市は発災現場の地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、消防機関等による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

## 7. 災害の拡大防止のための交通規制及び交通の確保

- 1) 警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通情報収集用カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。
- 2) 警察は、必要な交通規制を行うものとする。
- 3) 警察は、交通規制が実施された時は、直ちに通行禁止等に係る区域または道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図るものとする。

## 8. 危険物等の大量流出に対する応急対策

### (1) 海上への流出に対する応急対策

- 1) 大量の原油等の油が海上に排出された場合は、事故の原因者等は防除措置を講ずるものとする。
- 2) 消防機関をはじめとする関係機関は、危険物等が海上に大量流出した場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。
- 3) 警察は、危険物等が海上に大量流出した場合、関係機関と緊密に連携し、地域住民の避難誘導、立ち入り禁止区域の警戒交通規制等を実施するとともに、危険物等の防除活動を行うものとする。
- 4) 県及び市は、危険物等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協議の上、危険物等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。

### (2) 河川等への流出に対する応急対策

県及び市は、危険物等が河川等に大量に流出した場合、直ちに関係機関と協議の上、環境モニタリング、危険物等の流出防止処理等必要な措置を講ずるものとする。なお、その際、関係行政機関等からなる水質汚濁防止連絡協議会などの既存組織を有効に活用し、迅速に対応するものとする。

## 9. 避難収容活動

市は、本編第2章第4節「避難計画」に基づき、災害の危険区域にある住民を安全な場所に避難させるための避難方法等を明確にし、迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

### (1) 避難誘導の実施

人命の安全を第一に、地域住民等の避難誘導を行うものとする。また、避難誘導にあたっては、避難所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

### (2) 避難所

#### 1) 避難所の開設

発災時に必要な避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上管理者の同意を得て避難所として開設する。

#### 2) 避難所の管理運営

各避難所の適切な管理運営を行うものとする。その際、避難所における情報の伝達、食糧、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよ

う努めるものとする。また、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供により、避難所の早期解消に努めるものとする。

3) 避難行動要支援者への配慮

避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容にあたっては、高齢者、障がい者等避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に高齢者、障がい者の避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、避難行動要支援者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

## 10. 被災者等への的確な情報伝達活動

### (1) 被災者への情報伝達活動

市並びに防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、危険物災害等の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設や公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等避難行動要支援者に配慮した伝達を行うものとする。

### (2) 住民等への的確な情報の伝達

防災関係機関は、災害発生地住民等に対し、危険物等災害の状況、安否情報、施設等の復旧情報、義援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。また、情報の公表、広報活動の際、その内容について関係機関と相互に連絡をとりあい情報の共有を行うものとする。

### (3) 住民等からの問い合わせに対する対応

市並びに防災関係機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応するように、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。